

(2) 子ども・若者総合相談センターの充実（内閣府）

子ども・若者総合相談センター¹⁸は、地方公共団体が子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として設けるものである。幅広い分野にまたがる子供や若者の問題に関する一次的な受け皿になり、他の適切な機関に「つなぐ」機能を果たすことが求められている。

内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る青少年センターをはじめとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。

(3) 学校における教育相談体制の充実（文部科学省）

子供が抱える問題の早期発見・早期対応のためには、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、関係機関・団体と連携して必要な支援をしていくことが大切である。

前述のとおり、学校では、養護教諭と関係教職員が連携した健康相談や保健指導が行われている。

文部科学省は、学校における教育相談体制の充実のため、子供の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、福祉の専門的な知識・技術を有し子供の置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所をはじめとする関係機関・団体とのネットワークにより子供を支援するスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図ったりしている¹⁹（第2-21図）。

また、文部科学省では、平成27（2015）年12月から「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、平成29（2017）年1月に、今後の教育相談の在り方、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容、学校及び教育委員会における体制の在り方など、児童生徒の教育相談の充実について提言する報告を公表した。

さらに、平成27年12月の中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、「学校教育法施行規則」の一部を改正し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、「スクールカウンセラーは、学校における児童の心理に関する支援に従事する」、「スクールソーシャルワーカーは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と同規則に職務内容を規定した（平成29年4月1日施行）。

第2-21図 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



（出典）文部科学省資料

18 「子ども・若者育成支援推進法」第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。

19 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

平成29年度には、

- ・スクールカウンセラーの配置拡充：公立小中学校への配置（26,000校）、生徒指導で大きな課題を抱える公立中学校などで常時子供が相談できる体制づくりを推進するため週5日相談体制の実施（200校）、公立小・中学校の相談体制の連携促進のための小中連携型配置（小学校：6,400校、中学校：3,200校）、貧困・虐待対策のための重点加配（1,000校）
- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充：福祉の専門的な知識と経験を有する専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充（平成28年度3,047人→平成29年度5,047人）、質向上のためのスーパーバイザー配置（47人）、貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人）

を図ることとしている。また、教職員を対象とした研修会などを行っている。

(4) 地域における相談体制の充実（厚生労働省、消費者庁）

厚生労働省は、地域における相談や医療機関での対応の充実のため、以下の取組を行っている。

- ・身近な場所に子育て中の親や子が気軽に集まって相談・交流ができる「地域子育て支援拠点」の設置の推進や、子供やその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業」の推進
- ・不登校やひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為、薬物乱用といった学童期や思春期に多くみられる心の問題に対応するため、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における、医師、保健師、精神保健福祉士による相談の推進
- ・性に関する健全な意識をかん養し正しい理解の普及を図るため、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動（「ピア・カウンセリング」と「ピア・エデュケーション」）の普及促進
- ・障害のある子供に関しては、平成24（2012）年4月に創設した障害児相談支援を平成27（2015）年4月から障害児通所支援を利用する全ての保護者に原則実施
- ・様々な子供の心の問題や、被虐待児の心のケア、発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」の実施
- ・平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）の設置
- ・ポータルサイト「確かめよう労働条件」²⁰による、労働基準関係法令に関する基礎知識や相談窓口についての周知

消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットラインについて、平成27年7月1日から、3桁の電話番号「188」番の運用を開始し、同ホットラインについて、消費者庁ウェブサイトへの掲載、啓発チラシの作成・配布、各種会議を通じて周知を行っている。

(5) いじめ防止対策等

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。文部科学省国立教育政策研究所の調査では、半年毎に小学4年生～中学3年生に対していじめの被害経験について聞いている。それによると、男女ともに小学生の約半数が、半年の間に「仲間はずれ・無視・陰口」の被害を経験している。また、小学4年生が中学3年生になるまでの6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかった（0回）児童生徒は被害も加害も9.6%にとどまることから、

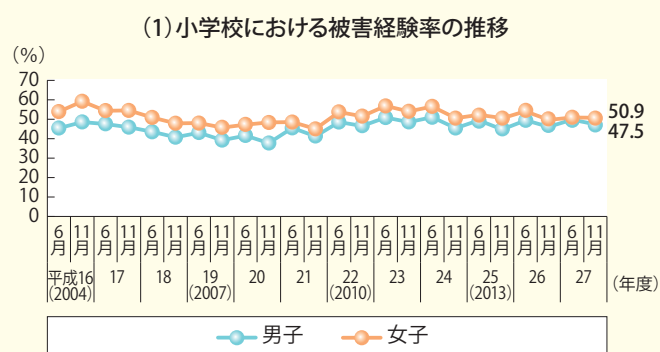
20 <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

ほとんどの子供が被害も加害も経験している（第2-22図）。このことから、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであるということを前提において対策を講じる必要がある。

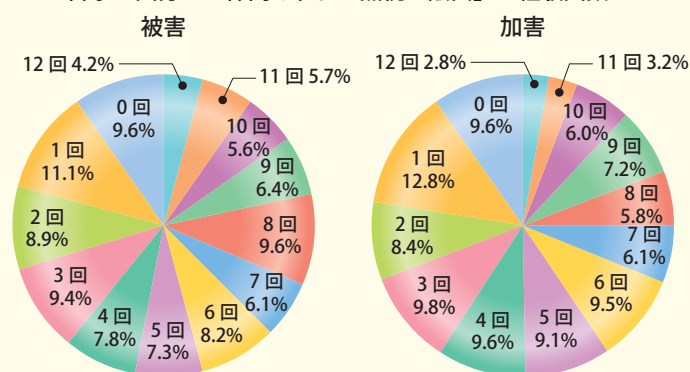
いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全ての子供がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子供の理解を深めることを旨として行われなければならない。また、いじめを受けた子供の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携することが必要である。

第2-22図 いじめの被害経験実態

◆小学校における被害経験率は、おおむね40～60%で推移している。



(2) 平成22(2010)年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所 (2016) 「いじめ追跡調査2013～2015」

(注) 1. 調査の概要は以下のとおり。

目的：匿名性を維持しつつ個人を特定できる形で小学校から中学校にかけて追跡

方法：子供自らが回答する自記式質問紙調査

対象：サンプル地点として抽出された中学校区の小学校4年生から中学校3年生までの全ての子供（1学年当たり約800名）

時期：各年度の6月末と11月末の2回

2. (1)と(2)は、新学期から3カ月弱の間に「仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした」体験についての回答をグラフ化。「週1回以上」「月に2～3回」、「今までに1～2回」の回答割合の集計値。

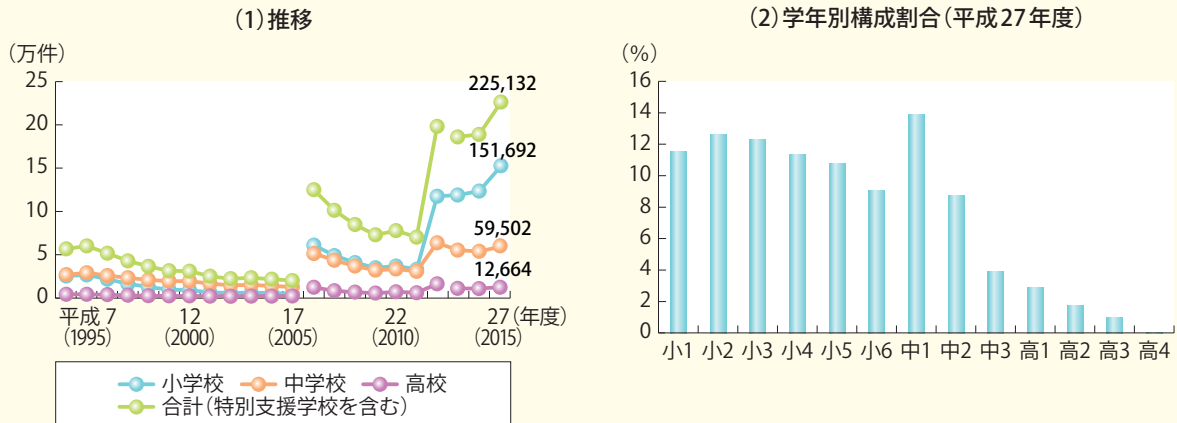
平成25(2013)年6月には、第183回通常国会において、「いじめ防止対策推進法」(平25法71)が成立した。同法の成立を受け、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等のための普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針の周知に取り組んでいる。また、平成28(2016)年には、いじめ防止対策推進法が施行後3年を経過し、文部科学省が設置している「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況について検証を行った。同協議会から提言された「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめ(平成28年11月2日)」等を踏まえ、文部科学省では平成29(2017)年、「いじめの防止等に関する基本的な方針」の改定及び、重大事態のガイドラインの策定を

行った。

平成27（2015）年度、全国の国公立の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は、約22万5,000件であり、依然として相当数に上っている（第2-23図）。一方で、警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、ここ最近減少傾向にある。（第2-24図）

第2-23図 いじめの認知（発生）件数

◆平成27年度の学校におけるいじめの認知件数は、約22万5,000件。学年別で見ると、中学1年生において件数が多い。

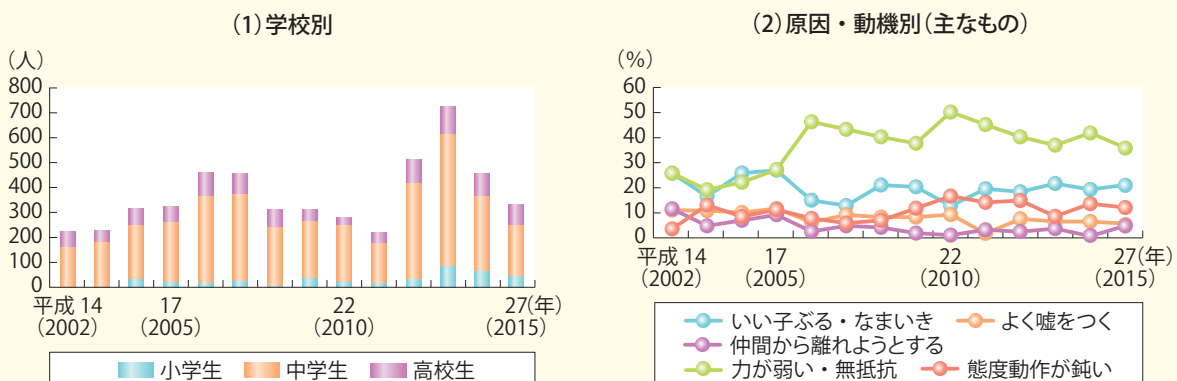


(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 1. いじめの定義：「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
 2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。
 3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。
 4. 平成25年度からは、高等学校に通信制課程を含む。
 5. (2) のグラフは、学年別いじめの認知件数から作成。全学年のグラフの合計は100%となる。
 6. 特別支援学校のためのグラフは省略。
 7. 「高4」には、高等学校定時制課程等の4年生以上、または単位制の入学年度を1年次として、4年次以上を計上。

第2-24図 いじめに起因する事件の検挙・補導

◆警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、小・中・高等学校全てにおいて、ここ2年減少している。
 ◆いじめの主な原因・動機については、「力が弱い・無抵抗」が高く、約4割を占めている。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

(注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。平成24年以前においては物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。
 2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成20年以降、各原因・動機に計上。

ア いじめ防止対策の総合的な推進（警察庁、文部科学省）

文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応をとることなどを求めてきた。実際、文部科学省の調査によると、いじめは、多くがアンケート調査など学校の取組がきっかけで発見につながっている（第2-25図）。

平成29（2017）年度には、引き続き、いじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進

- －第三者的立場から調整・解決する取組（平成29年度100地域（継続））
- －外部専門家を活用して学校を支援する取組（平成29年度100地域（継続））
- －学校ネットパトロールへの支援（平成29年度10地域（継続））

- ・未然防止

- －道徳教育地域支援事業：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む道徳教育を推進
- －対話・創作・表現活動などを通じた子供の思考力、人間関係形成能力の育成
- －子供の健全育成のための体験活動の推進：小・中・高校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援（平成29年度322校）

- ・早期発見・早期対応

（第2章第2節2（3）「学校における教育相談体制の充実」を参照）

- ・教職員定数の加配措置・教員研修の充実

- －教職員定数の加配措置：平成28（2016）年度は、いじめ・不登校などの教育上特別な配慮を必要とする児童生徒への対応のため、8,767人の加配定数を措置
- －教員研修センターによるいじめの問題に関する指導者養成研修の実施

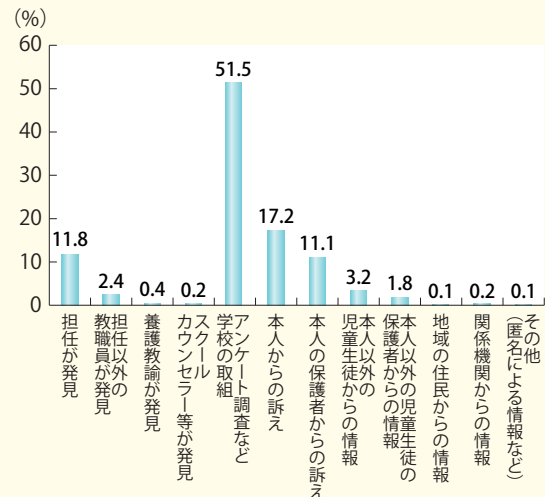
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、事後支援を行うなど、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究を実施

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的な対策を講じるため、平成26（2014）年度より「いじめ防止対策協議会」を開催している。さらに、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとな

第2-25図 いじめの発見のきっかけ（平成27年度）

◆学校におけるいじめの認知件数のうち、半数以上が、アンケート調査などの学校の取組がきっかけで発見につながっている。



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
（注）パーセンテージは、総認知件数における構成比。

る児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、平成29年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性や緊急性、被害を受けた子供やその保護者などの意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、都道府県警察に対し平成25（2013）年9月に発出した「いじめ防止対策推進法の施行について」（通達）、及び平成29年3月に発出した「いじめ防止基本方針の改定について」（通達）に基づき、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進している。

イ いじめの問題に関する相談対応（警察庁、法務省、文部科学省）

文部科学省は、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、全国統一の電話番号²¹を設定し、「24時間子供SOSダイヤル」を実施している（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27（2015）年4月、それまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更した）。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続され、電話を受けた相談機関は、都道府県・指定都市教育委員会の実状に応じて、児童相談所、警察、いのちの電話協会、臨床心理士会をはじめとする様々な相談機関と連携・協力し、対応している。また、平成28（2016）年度から、より気軽に相談できるよう通話料を無料化している（電話番号は0120-0-78310）。

警察は、非行防止教室などの様々な機会を通じて少年相談活動でいじめ事案に関する相談を受け付けていることを子供や保護者に周知するとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など²²、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている。

また、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡して、連携した対応を行うなど、相談者に安心感を与えられるよう努めている。さらに、いじめの被害を受けた子供に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害を受けた子供の性格、環境、被害の原因、ダメージの程度、保護者の監護能力などに応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員によるカウンセリングの継続的な実施などの支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーターの活用により、きめ細かな支援を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、

- ・ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）²³の開設
- ・フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」（0120-007-110）²⁴の開設
- ・全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）²⁵の配布

などを行い、いじめをはじめとする子供の人権問題について相談に応じている（第2-26図）。平成28年度には、いじめの被害に遭った子供が相談しやすくするため、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなど、いじめをはじめとする子供の人権問題対策の強化を図った。これらを通じていじめ事案の情報を認知した場合には、人権侵犯事件として調査し、学校や関係機関と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、被害の救済に努めている（第2-27図）。また、学校のいじめに対する対応が不十分であったと認められたときは、学校に改善を促すなど、適切な対応に努めている。さらに、

21 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

22 第3章第2節3（2）「非行防止、相談活動等」を参照。

23 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

24 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

25 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届く。切手を貼る必要はない。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html